総務環境常任委員会審査報告書(6月)

(条例審査)

令和2年6月11日、午前10時50分から役場401会議室において、委員7名及び町長、副町長、都市整備課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和2年6月10日の本会議で当委員会に付託された、議案第39号『山北町原耕地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について』審査いたしましたので、その審査過程並びに結果を報告します。

出 席 者:瀬戸恵津子委員長・山崎政司副委員長・瀬戸顯弘委員・

瀬戸伸二委員・児玉洋一委員・堀口恵一委員・冨田陽子委員

町出席者:町長・副町長・都市整備課長

これまでの経過説明の後、直ちに質疑に入りました。

- 瀬戸顯弘委員→ 当初町は、原耕地地区において用途指定して、地区を活性化していくとの説明だったと思うが、それがなぜ地区計画に変更となったのか。
- 都市整備課長→ 当初は用途地域の指定を目指していましたが、神奈川県と調整した 結果、人口減少の中で新たな用途地域の指定は難しい状況でしたので、 方針を変更し、地区計画の策定を目指したものです。
- 瀬戸顯弘委員→ 地区計画にした理由は分かったが、用途を指定しようとしていたエリアは原耕地地区の全体と思っていた。地区計画に変更したことで、 1ha となったのか。
- 都市整備課長→ 第3次土地利用計画内の特定土地利用計画において、産業系として 土地利用を検討しているエリアは 1ha となっています。そのため、 用途地域を指定しようとしていた面積も 1ha で考えていました。
- 児玉洋一委員→ 緑化率の最低限度を 10%とすることで、現状の緑化率 20%からの 差分 10%を活用できると思うが、現状で何か活用する考えはあるのか。 都市整備課長→ 現状では具体的な内容は聞いていません。
- 児玉洋一委員→ 昨日の本会議での説明の中で、500 ㎡以下の建物に限るとの説明があった。500 ㎡というとかなり大きな土地となると思うが、そんなに使えるのか。
- 都市整備課長→ 現状で活用できるエリアは、大型店舗立地法による駐車場の制限も

受けており、それほど多くは使えません。

児玉洋一委員→ 商業施設内で地区施設として指定される緑地は 10%と考えていい のか。

都市整備課長→ そのとおりです。

堀口恵一委員→ 今回の対象エリアは 1ha と限定しているが、今後エリアの拡大等の考えはあるのか。

都市整備課長→ 今回の計画は、土地利用計画に基づき 1ha のエリアと限定しています。今後の予定については未定です。

冨田陽子委員→ 図面中に水路界と表示されている個所があるが、当該地の生活排水はこの水路に流すことになるのか。

都市整備課長→ 当地区は下水道が整備されているので、生活排水は下水道に流します。 水路に流すことはありません。

瀬戸顯弘委員→ 第 10 条の垣やさくの構造について、『ただし書き』にある『町長が 認めたもの』とは、どのようなものを考えているか。

都市整備課長→ 今は特に考えていません。

堀口恵一委員→ 今回の条例化によるメリットはどのような点か。

都市整備課長→ 企業立地の促進を図ることで、近隣住民の利便性の向上や、生活環境の向上が見込めます。

瀬戸恵津子委員長→ 第 12 条の罰則だが、『相当の注意及び監督が尽くされたことの 証明があったとき』とは、どのような状況を考えているのか。

都市整備課長→ 具体的なことは考慮していませんが、救済措置としてこの文言を入れています。

瀬戸伸二委員→ 緑化率について、今後緑地は減っていく一方で良いのか。

都市整備課長→ 地区施設とした緑地は保全されておりますし、緑化率の最低限度を 10%と定めているため、新たに建築する面積に対しても 10%は緑地に する計画となっています。

以上で質疑を終了し、「議案第39号 山北町原耕地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」は、全員賛成で了承されました。